

## 城東特別養護老人ホームの利用料について

## ①介護保険サービス単価（1日あたり）

要介護度	単 位		1日あたりの負担額
	2015年4月～7月	2015年8月～	2015年4月
要介護 1	594 単位	547 単位	637 円
要介護 2	661 単位	614 単位	709 円
要介護 3	729 単位	682 単位	781 円
要介護 4	796 単位	749 単位	853 円
要介護 5	861 単位	814 単位	923 円

※利用者負担は、加算を加え級地加算(10.72)をかけたものの1割となります。

## ②加算の種類と単価（1日あたり）

加算の名称	単位数等	加算の内容
級地加算	10.72 %	地域別の加算
看護体制加算(Ⅰ)	4 単位	常勤看護職員を1人以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)	8 単位	70名定員の場合で、3人以上の看護職員を配置し、尚且つ基準よりも1人多く配置、病院等と24時間の連絡体制を確保している場合。
日常生活継続加算	36 単位	要介護度の高い方が中心の生活重視方施設としての位置づけで、より質の高いケアを実施する施設を評価
夜勤職員配置加算	13 単位	夜勤時間帯(17:00～翌日9:00)に勤務する職員数が基準(3名)を1名以上、上回る体制が取れているため
個別機能訓練加算	12 単位	機能訓練指導員を常勤専任で1名以上配置し、利用者様の同意のもと、ひとり一人にあった機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施しているため
精神科医体制加算	5 単位	精神科を担当する医師を配置している場合に加算
栄養ケアマネジメント加算	14 単位	常勤の管理栄養士を配置し、栄養ケアマネジメントを実施している場合に加算
療養食加算	18 単位	疾病治療の発行する食事せんに基づいた適切な栄養量及び内容の食事を提供した場合に加算
看取り介護加算	死亡日以前の4～30日－144単位／ 死亡日の前日・前前日－680単位／ 死亡日－1,280単位	看取り介護の同意を頂いた場合に、死亡日からさかのぼって加算(該当の方のみ)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×59／ 1000 (5.9%)	

## ③保険外の負担

食費(1日あたり)	1,380 円
居住費(1日あたり)	370 円 (8月から840円)
金銭貴重品管理費(1ヶ月あたり)※	2,000 円
クラブ活動、行事等の費用	実 費

※お申込みの方のみ

## ④利用者負担額のおおよその例(月30日)

	2015年4月～7月	2015年8月～
要介護 1 の方	78,477 円	92,577 円
要介護 2 の方	80,759 円	94,859 円
要介護 3 の方	83,075 円	97,175 円
要介護 4 の方	85,356 円	99,456 円
要介護 5 の方	87,570 円	101,670 円

#### <④についての注記>

1. 1ヶ月は30日とし、金銭貴重品管理費込み、実費分を入れずに計算しています。
2. この他、医療費の自己負担分、健康保険・介護保険料などが必要です。
3. この試算は、利用者負担第4段階(課税世帯)の方の場合です。非課税世帯であるなどの条件に該当する方は、高額介護サービス費の適用及び食費・居住費の負担減免を受けることができます。(別表2参照)減免を受けるには、各区の保健福祉センター窓口への申請が必要です。

#### <居住費についての注記>

1. 入院を含む外泊の際は、外泊時加算を算定し(1日246単位、1か月に最大6日間まで)、原則として居住費を頂きます。ただし、すみれ病院への入院の際は、併設医療機関であるため、外泊時加算は算定いたしません。
2. 利用者負担段階1～3段階の方の場合は、併設医療機関に入院された際、原則としていただきません。すみれ病院以外の医療機関に入院された際には、外泊時加算算定期間のみ(最大6日間)徴収させていただきます。
3. 第4段階の方の場合は、併設医療機関か否かに係わらず、居住費を頂きます。ただし、空床をショートステイに転用させていただく場合は、居住費はいただきません。

#### 【別表2】

### 利用者負担軽減適用後の負担額について

城東特別養護老人ホーム

#### 1. 利用者負担第1段階(生活保護、老齢福祉年金受給者)の方

負担上限額	居住費(1日)	食費(1日)	1か月のおよその負担額
15,000円	0円	300円	26,000円

#### 2. 利用者負担第2段階(年収80万円以下)の方

負担上限額	居住費(1日)	食費(1日)	1か月のおよその負担額
15,000円	370円	390円	39,800円

#### 3. 利用者負担第3段階(非課税で第2段階以外)の方

負担上限額	居住費(1日)	食費(1日)	1か月のおよその負担額
24,600円	370円	650円	57,200円

#### <注記>

1. 要介護度が低い方や利用日数が少ない方では実際の負担額が負担上限額より少ない場合があります。
2. 2000年以前に入所された方(旧措置入所者)については、減免・免除が継続適用されますので、これまでの利用料とほぼ変わりません。
3. 1ヶ月を30日とし、金銭貴重品管理費込みとして計算しています。
4. この他、医療費の自己負担分、健康保険料、介護保険料、理美容費、行事費等が必要になります。
5. 減免適用があっても負担しきれない等の場合、社会福祉法人による減免、境界層認定による減免などが適用となる場合もありますので、居住地の区役所もしくは当施設にご相談下さい。